

ほけんだより VOL.1

□ ■ 県立篠山産業高等学校 保健室 2025年4月発行 ■ □

新入生のみなさん、ご入学おめでとうございます。

皆さんはこの3年間にどんな思いを抱いているでしょうか。ドキドキワクワクしている人もいれば、新しい環境に少し不安な人もいるかと思います。悩んだり疲れたりしたときは、ささいなことでもいいので保健室で相談してみてくださいね。素敵な3年間にしましょう。

健康診断がはじまります！

健康診断は自分の身体の状態を知り、病気の早期発見・早期治療につなげるため、また日常生活を送る上での注意事項を知り、自身の健康について考えるために実施します。全員がすべての健康診断を受けられるように、各自で体調管理をしっかりと行ってください。

4月の健康診断予定

4月16日(水)…………… 心電図×線検診 } 持ち物

5月の健康診断予定

5月13日(火)…………… 内科検診 } 男子:体操服(上)

5月27日(火)28日(水)… 尿検査1次…………… 全員提出

6月の健康診断予定

6月12日(木)…………… 耳鼻科健診…………… 事前に耳掃除をしておきましょう

6月17日(火)…………… 眼科検診…………… 特になし

6月19日(木)…………… 歯科健診…………… 昼食後に検診です。歯ブラシを持

参して昼休みに磨いておきましょう

6月24日(火)25日(水)… 尿検査2次…………… 未提出・再検査の人のみ

6月26日(木)…………… 尿検査予備日…………… 未提出・再検査の人のみ



健康診断を受けるにあたっての注意事項

- ① 忘れ物をしない(体操服など)。
- ② 身体をきれいにしておく(耳そうじ、入浴など)。
- ③ 待ち時間や保健室などの検診会場では私語をしない。
- ④ 挨拶をする(お願いします、ありがとうございました、など)。

ご協力をお願いします

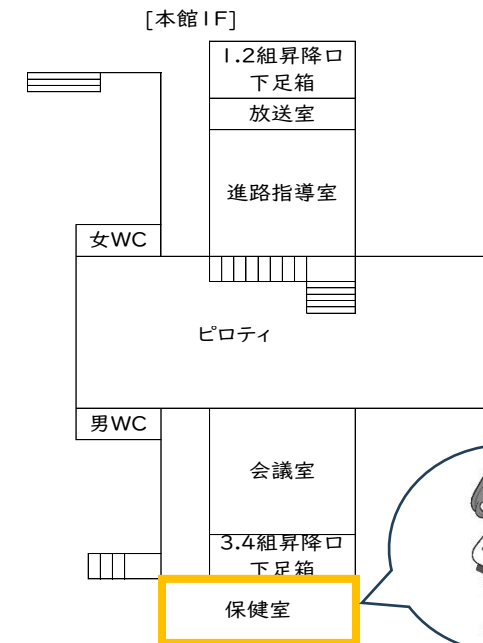


保健室の利用について

- ① 静かに利用しましょう。
- ② 保健室が閉まっている時は、職員室や管理室に行き、先生の指示に従ってください。
- ③ 授業中利用する場合は、授業の先生や同じ授業の人に伝えてから来てください。
- ④ 「保健室利用カード」を渡すので、休んだ授業の先生に必ず提出してください。
- ⑤ 休養は原則1時間です。
- ⑥ 保健室内は飲食禁止です。
- ⑦ 飲み薬はありません。必要な薬は各自で用意し、持参してください。
- ⑧ 保健室は、学校でのけがに対する応急処置をする場所です。継続的な手当や自宅でのけがについては、病院や自宅で処置をしてもらってください。

保健室の場所はここです

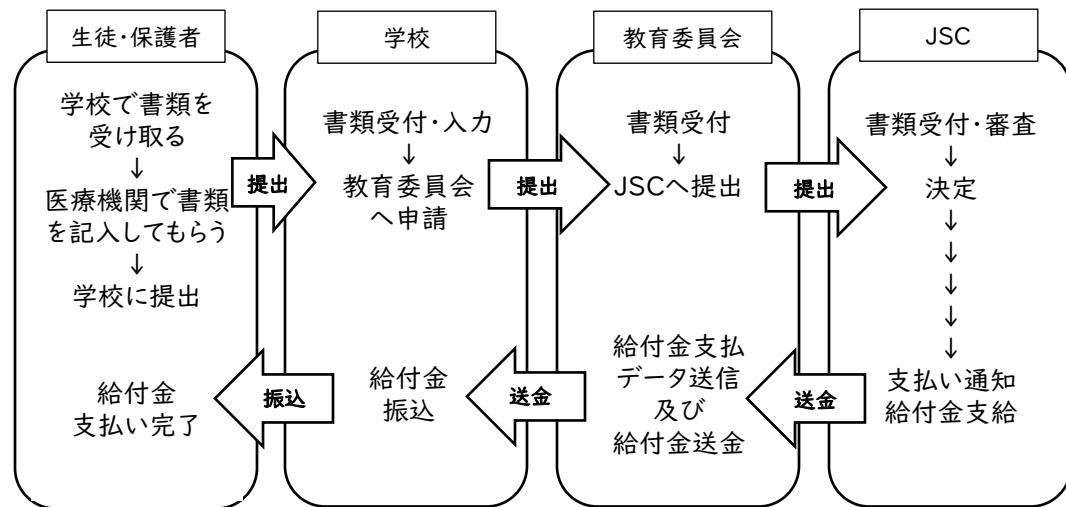
3・4組の昇降口の横にあります。



日本スポーツ振興センターについて

学校生活の中（登下校中や土日の部活動を含む）でけがをして病院受診し、一定額以上医療費がかかった場合、日本スポーツ振興センター（JSC）へ災害給付金の申請手続きを行うことができます。書類（医療等の状況）等お渡ししますので、担任もしくは顧問、養護教諭へご連絡ください。

<給付までの流れ>



※学校へ書類提出から給付金支払い完了まで、約3か月程度かかります。

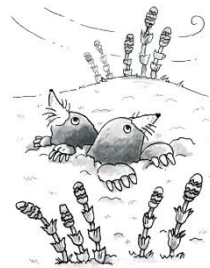
教育相談について

勉強のこと、友達関係のこと、部活のこと、おうちのこと…困っていることや気になること、なんでも相談してください。教育相談を受けたい人は、担任の先生か保健室まで申し込んでください。

※保護者の方も利用できます。

本校のキャンパスカウンセラー 長澤先生（女性） 内山先生（男性）

【4月の予定】	4月23日（水）	14時～17時	内山先生
	4月30日（水）	14時～17時	長澤先生
【5月の予定】	5月7日（水）	14時～17時	内山先生
	5月14日（水）	14時～17時	長澤先生
	5月28日（水）	14時～17時	内山先生



出席停止について

インフルエンザなど下表の感染症と診断されると、出席停止となります。出席停止期間中は欠席扱いにならないので、自宅で療養してください。

※出席停止期間を終えて次に登校する際に、

病院に行った日が印字されている書類（※薬の明細書、診療領収書等）を提出してください。

罹患証明書や完治証明書の提出は必要ありません。

※感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎など、原則出席停止とならないものもありますが、流行状況や主治医の判断によってはこの限りではありません。

参考：学校において予防すべき感染症の種類（学校保健安全法施行規則第18・19条抜粋）

	対象疾病	出席停止の期間の基準
第一種	急性灰白髄炎（ポリオ）など	治癒するまで
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症後5日、かつ、症状が軽快して1日を経過するまで
	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	と認めるまで
第三種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 コレラ 急性出血性結膜炎 腸チフス 細菌性赤痢 パラチフス 「その他の感染症」	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで

※病状により医師において感染の恐れがないと認められた時はこの限りではありません。